

東京農業大学校友会徳島県支部会則

S50. 7. 10 制定	H17. 7. 22 改訂
S57. 12. 12 改訂	H18. 7. 7 改訂
S58. 12. 3 改訂	H20. 8. 9 改訂
H5. 7. 19 改訂	

第一章 総則

(名 称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会徳島県支部という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 1 会員の集会及び会議に関する事項
- 2 会員名簿、会報の刊行及び情報のしゅう集に関する事項
- 3 各種の研究会または講演会の開催に関する事項
- 4 会員の就職、慶弔に関する事項
- 5 会員のための諸活動に関する事項
- 6 その他この会の目的を達成するために必要な事項

第二章 会員及び会費

(会 員)

第4条 この会の会員は、正会員、特別会員とする。

- 1 正会員とは、次に掲げるものを卒業または修了した者をいう。
 - (1) 東京農業大学大学院
 - (2) 東京農業大学農学部、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部、生物産業学部
 - (3) 東京農業大学短期大学、短期大学部
 - (4) 元東京農業大学本科及び選修科並びに予科
 - (5) 元東京農業大学農学部及び選修科
 - (6) 元東京農業大学専門部及び選科
 - (7) 元東京農業大学高等科及び選修科
 - (8) 元東京高等農学校及び専攻科並びに選修科
 - (9) 元東京農学校及び選修科
 - (10) 元東京農業大学農芸化学部
 - (11) 元東京農業大学農芸化学講習部
 - (12) 元東京農業大学肥料分析講習部
 - (13) 元東京肥料分析技術員養成講習所
 - (14) 元東京農業大学農林省委託耕地整理講習部
 - (15) 元東京高等農学校耕地整理講習部
 - (16) 元東京農業大学満州国委託農業土木技術員講習部
 - (17) 元東京高等造園学校
 - (18) 東京農業大学社会通信教育部を修了し、同社会通信教育部の推薦により総会の推薦を得た者
- 2 特別会員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) この会に特に功労のあった者で、支部長の推薦により総会の承認を得た者
- (2) 東京農業大学に在籍した者で、支部長の推薦により総会の承認を得た者

(会費)

第5条 この会の会費は会費及び寄付金その他をもってあてる。正会員はこの会の会費として年間1,000円を徴収し、役員(支部長、副支部長、幹事長、幹事、会計、監事)は別途に役員分担金年5,000円を徴収する。

第6条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌3月31日とする。

(会員の除名)

第7条 この会の体面を著しく傷つけた会員は、総会の決議により除名することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によりその資格を失う。

- 1 死亡したとき
- 2 除名されたとき

第三章 役員を選出及び任務

(役員及び定数)

第9条 この会は次の役員を置く。

支部長 1名、副支部長 若干名、監事 2名、幹事長 1名
幹事 若干名、会計 若干名、顧問 若干名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次により行う。

- 1 支部長、副支部長、幹事長、顧問は会員の推薦により、総会の承認を得て選出する。
- 2 その他の役員は会員の中から支部長が選任する。

(役員の任期)

第11条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

(役員任務)

第12条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 支部長は支部を統轄し、この会を代表する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故かおるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は支部長の命により会務を執行するほか本部との連絡を担当する。
- 4 幹事、会計は会務に必要な事項を処理し支部運営の円滑をはかる。
- 5 監事は会計執行状況を監査する。
- 6 顧問は支部長よりの諮問に応じる。

第四章 会議

(総会及び役員会)

第13条 この会の会議は総会及び役員会とする。

- 1 総会は原則として毎年1回開くものとする。また、支部長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 2 役員会は必要に応じ支部長が招集し開催する。
- 3 会議の議事は出席正会員の過半数で議決する。

第五章 その他

(部会の設置)

第14条 支部に部会を置くことができる。部会の組織については別に定める。

(会員名簿の管理)

第15条 個人情報保護の重要性に鑑み、別に定める会員名簿管理規程により管理者を置き、名簿の適正な管理に努める。

(定めのない事項)

第16条 この会則に定めのない事項、また、解釈上の疑義については支部長がその都度決定する。

付則 この会則は平成20年8月9日から施行する。